

まずは相談

**18歳からのクレジットカード
～カードの適切な利用と管理～**

今年度より18歳から成人となり、保護者の同意なしにクレジットカードが作れるようになりました。しかし、カードは便利である一方で、誤った利用や管理を続けると、新規にカードを作れなくなったり、ローンが組めなくなったりしてしまいます。最悪の場合、生活が破綻することもあります。

カードに関する相談には、次のような事例があります。

「支払い遅延が続いたため、カード会社からカードを解約され、残金を支払うよう言われた」「儲け話を持ちかけられ、多額の教材費を請求された。お金が

ないと言うとカードを契約させられた」「リボ払いになっているとは知らずにカードを使い続け、気づいた時には多額の支払残額があった」

これらのトラブルは、カードを適切に利用・管理することで防止できます。日頃から**次のことを心がけましょう。**

- ・利用明細は必ず確認し、計画的にカードを利用する
 - ・カードを作らせる事業者を信用しない
 - ・カード申し込み時に、支払方法がリボ払いになっていないか確認する（リボ払いは支払残高に応じた手数料がかかります）
- わからないことや不安なことがあった際は、悩まず消費生活センターにご相談ください。

**産後パパ育休と
育児休業の分割取得**

育児・介護休業法の改正により、10月1日から産後パパ育休（出生時育児休業）が新設されました。産後パパ育休とは、育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間（28日）まで休業を取ることができる制度です。事前に申し出をすれば、2回まで分割して取得することができます。

今回の改正により、育児休業も2回までの分割取得が可能になりました。両方の制度を利用すると、子が1歳に達するまでの間に合計4回までの育児休業が取得可能になります。これにより、夫婦が育児休業を交代できる回数が増えるため、働き方の選択肢が広がり、男性の育児休業取得の促進や女性の雇用継続が期待されています。

**市消費生活センター専用ダイヤル
☎(44)4883(市役所2階)**

- 相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- ※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。
- ※土日・祝日の電話相談は消費者ホットライン☎188(局番なし)へ

クロスワード

わかるかな？

たてのかぎ

- 1 下野市と歴史文化交流協定を締結
- 2 11月に収穫体験ができる野菜
- 4 ○○○フォスター
- 6 忠臣蔵の登場人物 ○○上野介
- 8 目を交わして礼をすること
- 10 国際交流員ウィルベルトさんの出身国
- 13 足8本

よこのかぎ

- 3 十二支
- 5 とても硬い三重県伊賀地方の菓子
- 7 模様がついているもの
- 9 市の旧成人式「二十歳の○○○」
- 11 植物の葉や花を支えます
- 12 食べすぎやストレスなどが原因
- 15 三〇を避けましょう
- 16 硬貨

今月号はクロスワードにチャレンジ！

1		2		3	4
5			6		
		7		8	
9	10			11	
		12		13	14
15			16		

※答えは42ページ中段

※色付きの枠の答えは、今月号にヒントあり！

スマートフォンやタブレット端末から「広報しもつけ」を読むことができます

○カタログポケット
URL https://www.catapoke.com/?mict_code=1



iOS Android

○トチギーブックス
URL <https://www.tochigi-ebooks.jp/>



○マイ広報紙
URL <https://mykoho.jp/>



○マチイロ
URL <https://machihiro.town/>

